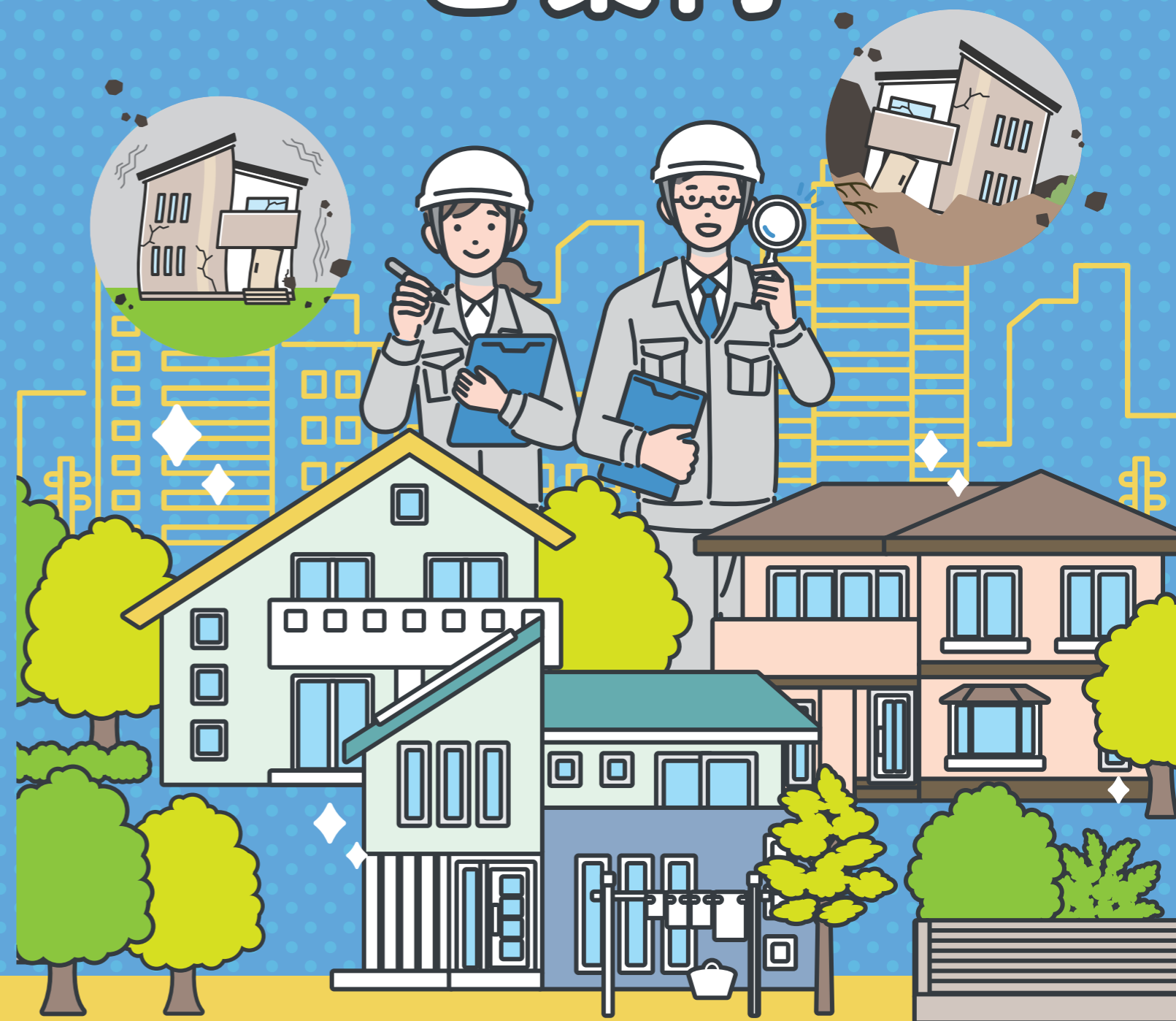


特定既存耐震不適格建築物一覧表(耐震改修促進法第14条)

耐震改修促進法に基づく特定既存耐震不適格建築物(用途)		特定既存耐震不適格建築物の規模要件	耐震診断助成対象	耐震設計耐震改修助成対象
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上(屋内運動場の面積を含む。)	○	○
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数1以上かつ1,000㎡以上	○	○
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	○	
病院、診療所		階数3以上かつ1,000㎡以上	○	○
劇場、観覧場、映画館、演芸場		階数3以上かつ1,000㎡以上	○	
集会場、公会堂		階数3以上かつ1,000㎡以上	○	
展示場		階数3以上かつ1,000㎡以上	○	
卸売市場		階数3以上かつ1,000㎡以上	○	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ1,000㎡以上	○	
ホテル、旅館		階数3以上かつ1,000㎡以上	○	
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿		階数3以上かつ1,000㎡以上	○	○
事務所		階数3以上かつ1,000㎡以上	○	
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	○	○
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	○	○
幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上	○	○
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	○	
遊技場		階数3以上かつ1,000㎡以上	○	
公衆浴場		階数3以上かつ1,000㎡以上	○	
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		階数3以上かつ1,000㎡以上	○	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		階数3以上かつ1,000㎡以上	○	
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)		階数3以上かつ1,000㎡以上	○	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		階数3以上かつ1,000㎡以上	○	
自動車車庫その他の自動車又は自動車の停留又は駐車のための施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	○	
郵便局、保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物		階数3以上かつ1,000㎡以上	○	
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物(政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するもの)		階数1以上かつ500㎡以上	○	

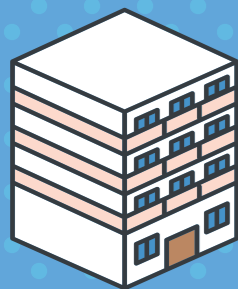
目黒区

耐震化助成制度のご案内



目黒区 都市整備部 建築課 耐震化促進・狭あい道路整備係

直通：03-5722-9490 FAX：03-5722-9597 Mail：kentiku06@city.meguro.tokyo.jp

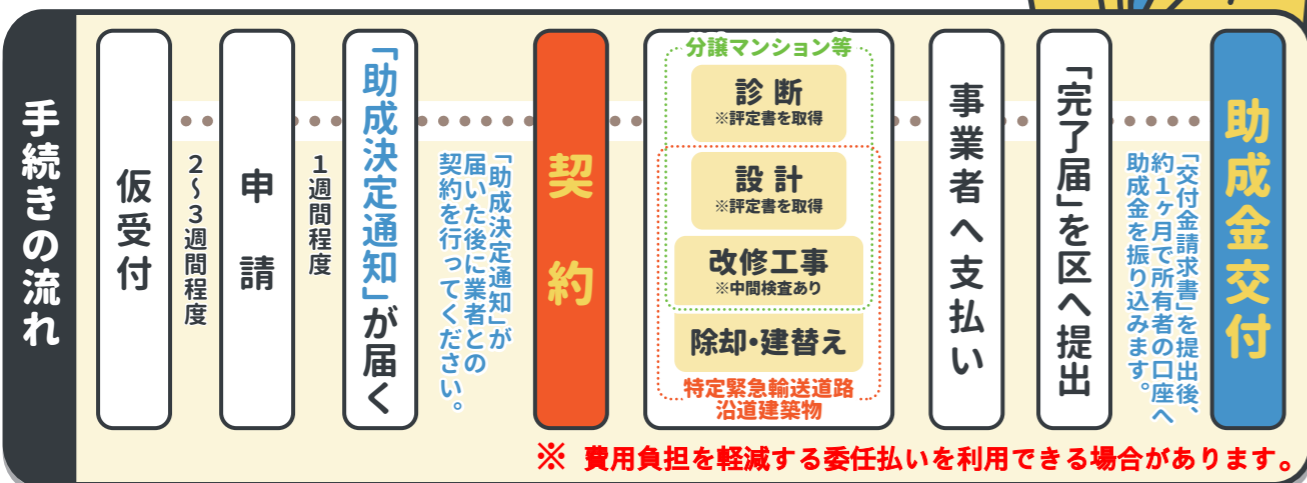


非木造住宅

昭和56年5月31日以前の建物が対象

事業者との契約前に目黒区へ 申請が必要です!

書類等のやり取りは、メールや郵送でも可能です



共同住宅・分譲マンション等



分譲マンション

延べ面積1,000㎡以上かつ地上3階建て以上

特定既存耐震不適格建築物

賃貸共同住宅、事務所、店舗など耐震改修促進法で定める多数が利用する建築物 ※用途・規模による要件あり

非木造住宅等

専用住宅、併用住宅、共同住宅、保育所、老人ホームなど

	アドバイザー派遣	耐震診断	耐震設計	耐震改修工事
分譲マンション	全額補助	2/3 上限200万円	2/3 上限200万円	2/3 上限1,500万円
特定既存耐震不適格建築物	—	1/2 上限200万円	1/2 上限200万円	1/3 上限1,500万円
非木造住宅等	—	1/2 上限60万円	1/2 上限60万円	1/3 上限300万円

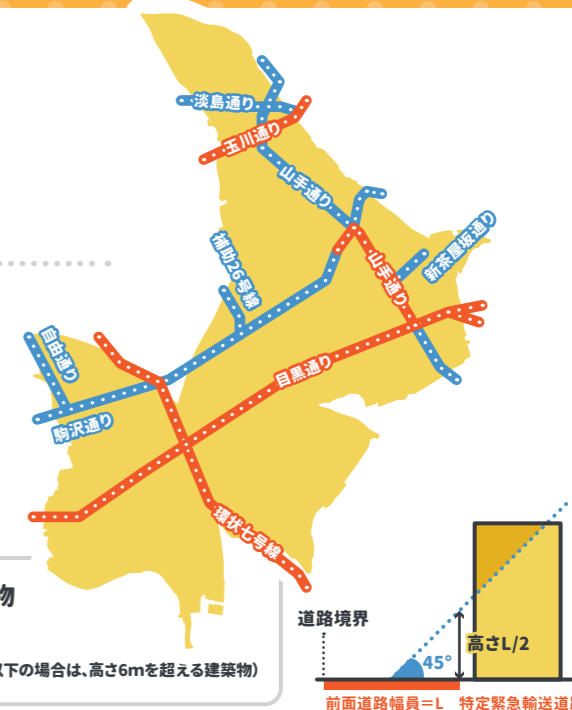
緊急輸送道路沿道建築物

特定緊急輸送道路

環状七号線、玉川通り、目黒通り
山手通り(駒沢通りから目黒通り)
駒沢通り(目黒区総合庁舎から山手通り)

一般緊急輸送道路

上記以外の山手通り、駒沢通り
補助26号線(駒沢通りから世田谷区境)
淡島通り、自由通り(駒沢通りから世田谷区境)
新茶屋坂通り(山手通りから477m)



- 要件
- ①延べ面積1,000㎡(幼稚園、保育所は500㎡)以上の建築物
 - ②地上3階建て以上の耐火・準耐火建築物
 - ③道路幅員のおおむね1/2を超える高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合は、高さ6mを超える建築物)

	アドバイザー派遣	耐震診断	耐震設計	耐震改修工事	除却・建替え
特定緊急輸送道路沿道建築物	—	H28年度で終了	約1/3~5/6*	約1/3~5/6*	約1/3*
一般緊急輸送道路沿道建築物	全額補助	2/3 上限200万円	2/3 上限200万円	2/3 上限1,500万円	—

※特定緊急輸送道路沿道建築物の助成額について別紙計算表がございます。詳細はお問い合わせください。助成額の算定には、建物用途、延床面積、Is値、見積書が必要となります。

耐震診断助成

特定緊急輸送道路沿道建築物を除く

- 要件
- ①建築基準法に適合していること
 - ②住民税・固定資産税を滞納していないこと

※第三者機関の評定が必要

耐震設計助成

- 要件
- ①耐震性を有していない建築物
 - ②建物全体が必要な耐震基準値を満たす(Is値0.6以上)設計

※第三者機関の評定が必要

除却・建替え助成

- 要件
- ①耐震性を有していない建築物

※耐震診断結果報告書が必要

特定緊急輸送道路沿道建築物のみ

耐震改修工事助成

- 要件
- ①耐震性を有していない建築物
 - ②建物全体が必要な耐震基準値を満たす(Is値0.6以上)改修工事

※評定書のある設計図書が必要

評定書とは?

耐震診断、耐震改修設計に対する専門機関の第三者評価を示す書類です。



耐震基準値(Is値)とは?

震度6強程度の大地震で建築物が倒壊する可能性を判定した指標で、数値が大きいほど安全です。Is 0.6以上で倒壊する危険性が低いとされています。

